

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針の閣議決定に伴う建設分野に特有の事情に鑑みて定める基準の改正及び制定について

令和 8 年 4 月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

令和 6 年 12 月より、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）による議論が行われ、有識者会議において分野別運用方針案が了承された。また、当該分野別運用方針は令和 8 年 1 月 23 日に閣議決定された。

本閣議決定に基づき、建設分野に特有の事情に鑑みて定める基準を、特定技能制度及び育成就労制度について、それぞれ告示により定めるもの。

2. 改正等の概要

- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成三十一年三月十五日国土交通省告示第三百五十七号）の改正
 - ・建設特定技能受入計画の認定要件の一部改正及び追加、取消事由の追加等【第三条関係、第八条関係】
 - ・国土交通大臣等による報告徴収等の一部改正、勧告及び公表規定の追加【第六条関係】
 - ・その他所要の改正【第二条関係、第十条関係、第十八条関係】
- 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の制定
 - ・育成就労の内容の基準【第一条関係】
建設業許可を受けていること、育成就労外国人に対して書面を用いた説明を行っていること、入国後講習において労働安全衛生に関する講習を実施すること等を規定
 - ・育成就労を行わせる体制の基準【第二条関係】
育成就労外国人が従事する建設工事において、元請企業の指導に従うこと等を規定
 - ・育成就労外国人の待遇の基準【第三条関係】
月給制で報酬を支払うこと等を規定
 - ・育成就労外国人の数【第四条関係】
育成就労を行わせることができる育成就労外国人の数等を規定

3. 今後の予定

- ・適用日：令和 9 年 4 月 1 日